

平成30年7月豪雨 被災者支援制度・相談窓口一覧

平成30年7月豪雨で被害を受けられた市民の方への支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容などでご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせ下さい。

※網掛け欄の赤字の箇所が前回更新分からの変更箇所

【呉市の被災者支援制度一覧】

区分	No.	支援制度等	制度の概要	受付・担当課 電話番号	受付・開設 時間	備考
相談 全般	1	被災者の生活上の相談 受付	被災者の方の生活上の相談（生活再 建、住まい、ごみ、給水、道路・交通な ど）の受付や被災者支援に関する情報提 供を行います。	被災者支援窓口 (0823)25-2830	8:30~17:15	※土日祝日を除く。
住まい	2	被災した宅地産の復旧 工事に関する相談	被災した宅地産の復旧工事に関する相 談窓口です。	都市計画課 (0823)25-3369	8:30~17:15	※土日祝日を除く。
外国人	3	日本語で話ができない 人の相談窓口	日本語で話ができない外国の方からの 相談窓口です。	国際交流センター (0823)25-5604	9:00~18:00	※祝日を除く。 ※土日は10:00~18:00
				東部地区外国人 総合相談窓口 (0823)76-3370	9:00~17:00	※水・日・祝日を除く。 ※土は10:00~18:00
ライフ ライン	4	水道に関する問合わせ	水道に関するお問い合わせ窓口です。	上下水道局 (0823)26-1622	8:30~17:15	※夜間休日は(0823)26-1600
証明	5	り災証明書交付申請受 付	り災証明書を無料で発行します。 【受付場所】 ・収納課（本庁舎3階） ・各市民センター 【交付場所】 収納課（本庁舎3階）・各市民セン ター（※郵送対応可）	収納課 (0823)25-3199	8:30~17:15	※調査・整理が完了したもから随時発行 します。 ※被災状況の写真をお持ちの方は、り災証 明書の発行が早まる場合があります。 （写真） ・家屋等の損壊状況、土砂の流入等、浸水 の深さ、サッシ・窓・壁等の破損状況がわ かるもの ・所有者がわかるよう表札を含めて撮影し たもの
減免	6	平成30年度固定資産 税・都市計画税の減免	土地・家屋・償却資産について、災害 により減少した価値の程度により、10分 の4から10分の10までの割合で減額又は 免除します。	資産税課 (0823)25-3214	8:30~17:15	
	7	平成30年度市民税の減 免	居住に係る住宅又は家財の損害の程度 により、前年の合計所得金額に応じて、 8分の1から10分の10までの割合で減額 又は免除します。	市民税課 (0823)25-3193	8:30~17:15	
	8	税金の徴収猶予	被災により、納付が困難な場合は、納 税の猶予が認められることがあります。 また、申請によって1年以内の期間に限り 、納める金額を分割して納付していた くことができます。	収納課 (0823)25-3201	8:30~17:15	
	9	税証明手数料の免除	被災に係る融資、公営住宅への入居等 の手続に必要な所得証明書等の交付手 数を免除します。	市民税課 (0823)25-3193 資産税課 (0823)25-3211	8:30~17:15	【市民税関係】 被災された法人・個人に係る税関係証明 【固定資産税関係】 被災された個人（相続関係人含む）又は 法人に係る税関係証明書等 ※いずれも被災、復旧等に関する手続に用 いるものに限りです。
	10	住民票等交付手数料の 免除	被災に係る融資、公営住宅入居手続等 に必要な住民票等の交付手数料を免除 （コンビニでの交付は除く。）します。	市民窓口課 (0823)25-3161	8:30~17:15	【対象となる証明書】 (1)住民票・戸籍の附票の写し (2)住民票記載事項証明書 (3)身分証明書 (4)印鑑登録証明書 ※り災証明書の提示が必要です。
11	マイナンバーカードの 再交付手数料の免除	災害によりマイナンバーカードを紛失 し、消失し、または著しく損傷した場合 の再交付手数料を免除します。	※り災証明書の提示が必要です。			

区分	No.	支援制度等	制度の概要	受付・担当課 電話番号	受付・開設 時間	備考											
減免	12	斎場使用料の免除	災害により亡くなられた方に対する斎場使用料を免除します。	環境政策課 (0823)25-3298	8:30~17:15												
	13	消防関係手数料の免除	災害により被害を受けた危険物施設を現状復旧する場合、設置・変更許可申請等の手数料を免除します。	消防局予防課 (0823)26-0323	8:30~17:15												
見舞金 等	14	災害弔慰金	【対象】 亡くなられた方（関連死と認められた場合も含む）のご遺族 【給付額】 生計維持者の死亡：500万円 その他の者の死亡：250万円	福祉保健課 (0823)25-3265 (0823)25-3103	8:30~17:15	【受付場所】 福祉保健課（本庁舎3階） 各市民センター 【手続に必要なもの】 被災状況や申請内容により、必要書類が異なります。 （例）り災証明書等											
	15	災害障害見舞金	【対象】 心身に重度の障害を受けた方（労災1級相当） 【給付額】 生計維持者の障害：250万円 その他の者の障害：125万円														
	16	呉市災害見舞金	【対象】 住家に被害を受けた世帯、1か月以上の入院治療を要する重傷を負った方 【給付額】 全壊・流失：6万円／半壊：4万円／床上浸水：2万円／重傷者：3万円														
	17	広島県災害見舞金	【対象】 住家に被害を受けた世帯 【金額】 全壊：30万円／半壊：10万円														
	18	被災者生活再建支援金	【対象】 ①住家が全壊の被害を受けた世帯 ②住家が半壊又は住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむなく解体した世帯 ③住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） 【支給額】 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額 ①住家の被害程度に応じて支給する支援金 基礎支援金：最高100万円（75万円） ②住家の再建方法に応じて支給する支援金 加算支援金：最高200万円（150万円） ※（ ）内の金額は、単身世帯の場合 【申請期限】 ①基礎支援金：令和3年8月4日（終了） ②加算支援金：令和4年8月4日														
	19	義援金の配分について	【対象】 亡くなられた方のご遺族、重傷を負った方、住家に被害を受けた世帯 【配分額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総配分額（1次～7次）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亡くなられた方</td> <td>2,780,600円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>1,390,300円</td> </tr> <tr> <td>住居全壊</td> <td>2,780,600円</td> </tr> <tr> <td>住居半壊</td> <td>1,390,300円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>556,120円</td> </tr> </tbody> </table> ※1 人的被害と住居被害の両方を受けた場合は、それぞれ配分します。 ※2 一部損壊には、床上浸水を含みます。				区分	総配分額（1次～7次）	亡くなられた方	2,780,600円	重傷者	1,390,300円	住居全壊	2,780,600円	住居半壊	1,390,300円	一部損壊
区分	総配分額（1次～7次）																
亡くなられた方	2,780,600円																
重傷者	1,390,300円																
住居全壊	2,780,600円																
住居半壊	1,390,300円																
一部損壊	556,120円																
20	災害見舞金（社会福祉協議会）	【対象】 住家に被害を受けた世帯、お亡くなりになられた方のご遺族等 【給付額】 全壊：1世帯1万円／半壊：1世帯5,000円／死亡：1万円 【その他】手続不要	社会福祉協議会 (0823)25-3509	8:30~17:15													
21	中小企業融資制度	被害を受けた中小企業者等に対し、運転・設備資金を融資します。 ・融資限度額1,000万円 ・融資期間10年以内（据置期間2年以内） ・利率1.0%	商工振興課 (0823)25-3814	8:30~17:15	【申込先】 取扱金融機関												

区分	No.	支援制度等	制度の概要	受付・担当課 電話番号	受付・開設 時間	備考
融資・ 貸付	22	災害復興住宅資金（住 宅金融支援機構）	災害により被害が生じた住宅の所有者 等を対象に、住宅の建設、購 入、補修等の資金を融資します（住宅や 敷地の面積等で要件あり。） 固定金利（猶予期間中の金利引下げあ り） 【申込受付期限】 令和6年7月31日	住宅金融支援機構 お客さまコール センター 0120-086-353	9:00～17:00	※祝日、年末年始を除く。 ※り災証明書の提出等条件あり
	23	生活福祉資金の貸付	①災害を受けたことにより臨時に必要と なる費用を貸付け（低所得者世帯、障害 者世帯等が対象。貸付限度額：150万 円。貸付利子：（保証人有り）無利子・ （保証人無し）1.5%。災害援護資金貸 付制度の対象者を除く。） ②災害により被害を受けた住宅の補修・ 保全等に必要な経費を貸付け（低所得者 世帯、障害者世帯等が対象。貸付限度 額：250万円、貸付利子：（保証人有 り）無利子・（保証人無し）1.5%、災 害援護資金貸付制度の対象者を除く。）	社会福祉協議会 0823-69-3323	8:30～17:15	【受付場所】 福祉会館1階 社会福祉協議会内